［第２・第３　略］
（記載上の注意）
(1)　一般的事項
［ａ～ｆ　略］
ｇ　第一部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。
［(a)・(b)　略］
(c)　有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
①　財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。
②　財務諸表等規則第328条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
ｈ　［略］
ｉ　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。
［(2)～(21)　略］
(22)　経理の状況
中間財務書類は、財務諸表等規則第328条第１項、第２項又は第４項の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
(23)　中間財務書類
ａ　次の中間財務書類を掲げること。
(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める中間財務書類を掲げること。
この場合において、中間財務書類の種類（中間貸借対照表、中間損益計算書等をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。((b)において同じ。）
［①～③　略］
(b)　財務諸表等規則第328条第４項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。

［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
(1)　［同左］
［ａ～ｆ　同左］
ｇ　［同左］
［(a)・(b)　同左］
(c)　［同左］
①　財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。
②　財務諸表等規則第131条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
ｈ　［同左］
［加える。］
［(2)～(21)　同左］
(22)　［同左］
中間財務書類は、中間財務諸表等規則第76条第１項、第２項又は第３項の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
(23)　［同左］
ａ　［同左］
(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、中間財務諸表等規則第76条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、中間財務書類を掲げること。
この場合において、中間財務書類の種類（中間貸借対照表、中間損益計算書等をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。((b)において同じ。）
［①～③　同左］
(b)　中間財務諸表等規則第76条第３項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。